

令和3年度

第373回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>それでは皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから令和3年度第373回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。2番の島袋孝栄委員、3番の仲宗根哲也委員、5番の島袋貴委員、9番の又吉彩子委員、13番の高宮城実一郎委員、欠席の報告がございます。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、6番の大城信男委員、7番の宮城徳重委員、よろしく願いいたします。</p> <p>事前現地調査委員は、1番の仲宗根正人委員、4番の仲宗根光夫委員、11番の仲泊元輝委員、お願いします。報告者は4番の仲宗根光夫委員にお願いいたします。</p> <p>それでは座って議事を進行したいと思います。よろしく願いします。</p> <p>議案第1号、受付番号12番、農地法第3条の規定による許可申請について。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>受付番号12番、読み上げて説明。</p> <p>ご審査のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>現地調査は1番の仲宗根正人委員、4番の仲宗根光夫委員、11番の仲泊元輝委員、調査報告は4番仲宗根光夫委員にお願いいたします。</p>
4番	<p>皆さん、こんにちは。12月21日火曜日、午後1時から午後3時まで、1番仲宗根正人委員と11番仲泊元輝委員、私、4番仲宗根光夫、また事務局からは譜久山局長と與那嶺主査の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては仲宗根正人委員、仲泊元輝委員、よろしく願いいたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号12番、字池原西ン地原の●●●●、北美土地改良区内になっています。こちらは現在、この弟である●●さんとまた次男の●●●さんとまた奥さんのほう3名で菊を栽培しているところであります。また池原2丁目●●●●-●●というの、池原土地改良区になっております。ここも同じように菊畑になっています。3条の調査の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事状況についても、農業従事者3名で、年農業従事日数240日であり、年150日以上条件を満たしていると判断いたしました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても、現在の経営地4,060㎡に今回の申請地445㎡で、農地面積が4,505㎡となっており、沖縄市の下限面積の10aを満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には菊の栽培の予定であり、また栽培しておりますので周辺農地との調和もとれている</p>

議長	<p>と判断いたしました。以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。それでは議案第1号、受付番号12番について、委員の意見を求めます。</p> <p>しばらく休憩いたします。</p> <p>(— 休 憩 —)</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号12番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。</p> <p>議案第1号、受付番号12番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。許可といたします。</p> <p>議案第2号、受付番号63番から72番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>受付番号63番から72番を読み上げて説明。</p> <p>ご審査のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第2号についても現地調査されておりますので、4番の仲宗根光夫委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
4番	<p>ご報告します。議案第2号、受付番号63番、見取図の2ページになります。申請地は高原公民館の北西に位置し、現況はバナナ、さとうきびなど、放置されているようなところで、除草剤がかけられているところではあったんですけども、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり農地の区分は第3種農地と判断いたしました。</p> <p>受付番号64番、見取図の3ページになります。申請地は沖縄こどもの国の北東に位置し、現況は山林とか、ほかの雑木類等もあったんですけども、測量のために切られたのか、刈られた跡が見られました。こちらも都市計画法第8</p>

条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり農地の区分は第3種農地と判断いたしました。

受付番号65番、見取図の4ページになります。申請地は沖縄法務合同庁舎の北西に位置し、現況は雑草といえは雑草だし、いつものように掃除されたところでありました。雑草らしい雑草というのはみんなほとんど掃除されているところでありました。こちら都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり農地の区分は第3種農地と判断いたしました。

受付番号66番は、65番に隣接ということで65番に報告したとおりであります。農地の区分は用途に定められたところにあり、農地区分は第3種農地と判断いたしました。

受付番号67番、見取図の6ページになります。申請地は知花城跡の北東に位置し、現況は山芋が植えられていて、また、小さなハウスでマンゴーも2本、3本、木1つに、ハウスを造っているようなところで、手入れもされてきました。宅地化の現状は則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり農地の区分は第2種農地と判断いたしました。

受付番号68番、見取図の7ページになります。申請地は吉原自治会の東に位置し、現況は雑草が生えた程度で、また地主さんはすぐ隣であって階段もあり、土地も家庭菜園の状況でありました。都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり農地の区分は第3種と判断いたしました。

受付番号69番、見取図の8ページになります。申請地は美里自治会の北、現況はバナナなどが植えられて手入れされているようなところでありました。農地の区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、農地の区分は第3種農地と判断いたしました。

受付番号70番、見取図の9ページになります。申請地はコザ自動車学校の北西に位置し、現況は家庭菜園など、バナナなどがあり、また小さな野菜も植えているところでありました。都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、農地の区分は第3種農地と判断いたしました。

受付番号71番、見取図の10ページになります。申請地は沖縄市胡屋あけぼの保育所の東に位置し、現況は既にコンクリート車庫が出来上がっていました。始末書が出されています。農地の区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、農地の区分は第3種農地と判断いたしました。

受付番号72番、見取図の11ページになります。申請地は県立美来工科高等学校の北に位置し、現況はバナナなど家庭菜園と思われ手入れもされてきました。農地の区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、農地の区分は第3種農地と判断いたしました。以上です。

議長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。それでは議案第2号、受付番号63番から72番について、委員の意見を求めます。どうぞ、7番、宮城徳重委員。</p>
7番	<p>受付番号66番、所有権移転で贈与となっているわけですが、坪数が小さいということもあると思うんですが、普通はいわゆる親子関係とか書いてあるんですが、そういう環境になつての贈与でしょうか。65番との関連があつて、そこに売買するからついでに売ったのかなという思いもあるんですが、同意したかなという思いもあるんですが、これはお二人の関係はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>受付番号の66番なんですが、面積のほうが、まず1,045平米のうち4.77で始末書が添付されている。実はこの4.77が実はこの方の敷地に入り込んできているんですよ。そういうことで、もうそのはみ出してきている部分を贈与して所有者移転をするという申請となっております。それでも建物も小屋みたいに、農機具小屋みたいに建物があつたものですから、そこに畑まで食い込んできているということで、始末書の添付がされております。以上です。</p>
7番	<p>関係は。2人の関係。</p>
事務局	<p>一応関係は隣接地同士ということで、関係から言えばもう他人ですね。</p>
7番	<p>それとまたもう1点。このいわゆる使用貸借があるわけですが、以前からその使用貸借はあつたんですが、最近はそこに永年というカッコで入るようになっていきますね。こういうカッコで入るようになった経緯は何ですか。前はあんまりそういう言葉は入っていなかったと思うんですがね。</p>
事務局	<p>今、代理人が持っているこの使用貸借権の契約書をその中に永年とうたわれてくるようになってきているんですよ。そういうことで、こちらのほうも申請がこのように出てきていますので、永年ということで表記しております。</p>
7番	<p>そういう使用貸借をする場合に、いろいろ契約の流れの中にそういう資料といますか、そういう実際の取引の場合にそれを足したほうがいいというような指導があつたんでしょうかね。</p>
事務局	<p>そういうわけではなくて、あくまでも契約書。使用貸借の契約書が出てくるんです。親子関係でも。その中で使用期間というのがござまして契約書の中に、そこに永年と書かれているものですから、書いてなければ書かないんですけども、永年と書かれていますから、それを表記したということです。</p>
7番	<p>今回ここに、そういうのが書いてありますよね。</p>

事務局	はい。
7 番	以前は、それはあまりなかったような気がするのですが。
事務局	そうですね。おっしゃるとおりで。ない場合もございます。
7 番	これは、一応は契約書の中に入ってきていると。
事務局	はい、そうです。
議長	ほかにございましたら、どうぞ。63番から72番までです。 なければ進行したいと思いますけれども、進行してもよろしいですか。
議長	「はい」の声あり  では進行いたします。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号63番から72番を許可相当とすることに異議ありませんか。
議長	「異議なし」の声あり  異議なしの声。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号63番から72番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
議長	(賛成者挙手)  全員が賛成。許可相当といたします。 それでは議案第3号、受付番号19番から20番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)。事務局より説明をお願いします。
議長	「休憩」の声あり  しばらく休憩いたします。
議長	(一 休 憩 一)
議長	再開いたします。

事務局	<p>ご説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。</p> <p>受付番号19番、20番を読み上げて説明。</p> <p>ご審査のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第3号、受付番号19番から20番について現地調査されておりますので、4番仲宗根光夫委員、現況報告をお願いします。</p>
4番	<p>報告いたします。議案第3号、受付番号19番、20番、見取図の12ページになります。申請地は県立北中城高等学校の北東に位置し、現況はウンボで耕されているところでありました。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断いたしました。以上です。</p> <p>「休憩」の声あり</p>
議長	<p>しばらく休憩いたします。</p> <p>（ 休 憩 ）</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。議案第3号、受付番号19番から20番について、委員の意見を求めます。</p>
7番	<p>その権利の設定を受ける者の中で、農業振興公社のほうでいろいろな数字が入った中で、99とか407、313と入っているのだが、これはどの部分のやつでしょうかね。</p>
事務局	<p>私からちょっと説明いたします。この中間管理機構は沖縄県内全体を活動範囲としていまして、これを今借り受けている面積が99.5アールになります。</p>
7番	<p>ここはアールだから、少ないですね。中途半端な数字になっているものだから。普通であれば、ヘクタールだったらこれぐらいかなと思うんだが、アールになっているものだから、かなりの中途半端な数字でどういうことを指しているのかなと思うんですけども。</p>
事務局	<p>休憩をお願いします。</p>
議長	<p>しばらく休憩いたします。</p> <p>（ 休 憩 ）</p>

議長	再開いたします。 どうぞ、ほかにございましたら。
4 番	<p>このやり方が主流になっていった場合、上等なんだけど。なかなか地主の自分としては怖いお兄さんだったらそのまま結んだほうがいいとか。このこういう間に入れるというのは難しいので。昨日、今日、明日、進めるのは中間管理機構を通さないでやろうかなと思っているんだけど。そういうのもある。本当はもう主流はこの方向に受けたほうが一番いいんだろうなと思う。しかし、本当はこの中間管理機構は地主さんから借りて、今度は貸しますよね、この方ができなくなった場合もどうにかして探そうという。地元に残さないのかなとか、そういうのがある。こういうのは上等だと。今まで何件かそういう中間管理機構というのはやってはいるんだけど、書類をつくるのは楽ではあるんだけど、今度は地主さんとまた畑をやる方とやはり顔合わせもさせないといけないから知っている間はまだいいんだけど、できなくなった場合、またほかの方がやると、また地主さんと調整をしなければいけない。地主さんが誰でもいいですよということを言えば一番しやすい。そういうのもあるよと。以上です。</p>
議長	<p>ほかにございましたら。なければ進行したいと思えますけれども、進行してよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、受付番号19番から20番を承認することに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。</p> <p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、受付番号19番から20番を承認することに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。</p> <p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、受付番号19番から20番を承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>




	(賛成者挙手)
議長	<p>全員が賛成。</p> <p>沖縄市農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想第4第1項第1号に該当し、承認いたします。</p> <p>議案第1号から第3号までのご審議、大変お疲れさまでございました。</p> <p>これもちまして、令和3年度第373回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和3年12月24日

会 長 池宮 敏 恭 

議 長 池宮 敏 恭 

6 番 大城 信 男 

7 番 宮城 徳 重 